

## 労働保険事務組合委託手数料

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一元適用事業所<br>(一般の事業) | 労働保険番号の末尾 0(雇用・労災)                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                    | <b>年間手数料(税込) = 基本料金 11,000 円(一律) + 従業員数 × 1,100 円</b><br><small>※但し、従業員数 80 人以上の場合は年間手数料 99,000 円(税込)を上限とする。<br/>         ※従業員数は、前年度 3 月末時点の雇入れ人数(常用、パート、アルバイト等の合計)で算出する。<br/>         但し、新たに事務委託する場合(新規成立、個別からの委託、委託替え)は、事務委託時の雇入れ人数(常用、パート、アルバイト等の合計)で算出する。</small> |
| 二元適用事業所<br>(建設業)   | 労働保険番号の末尾 2(雇用のみ)                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | 年間手数料(税込) = 一元適用事業所(一般の事業)と同様の方法で算出                                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | 労働保険番号の末尾 5(労災のみ)                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | <b>年間手数料(税込) = 基本料金 6,600 円(一律) + 特別加入者数 × 1,650 円</b><br><small>労働保険番号の末尾 6(事務労災)</small><br><b>年間手数料(税込) = 一元適用事業所(一般の事業)と同様の方法で算出</b>                                                                                                                              |

## 泉大津商工会議所会費

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 個人事業主 | 21,600 円～ / 年 (1 口あたり 900 円 / 月 2 口～) ※月割り有   |
| 法人    | 36,000 円～ / 年 (1 口あたり 1,500 円 / 月 2 口～) ※月割り有 |

※労働保険事務組合の加入には泉大津商工会議所の会員への加入が必須となります。

## 料金モデル

サービス業(個人)で従業員 3 人の場合

労働保険事務組合委託手数料  
 11,000 円 + 3 人 × 1,100 円 = 14,300 円(税込)  
 泉大津商工会議所会費(2 口の場合)  
 1,800 円 × 12 ヶ月 = 21,600 円  
**年間合計 14,300 円 + 21,600 円 = 35,900 円**

建設業(法人)で特別加入が 1 人、従業員 3 人の場合

労働保険事務組合委託手数料  
 (労災) 6,600 円 + 1 人 × 1,650 円 = 8,250 円(税込)  
 (雇用) 11,000 円 + 3 人 × 1,100 円 = 14,300 円(税込)  
 泉大津商工会議所会費(2 口の場合)  
 3,000 円 × 12 ヶ月 = 36,000 円  
**年間合計 8,250 円 + 14,300 円 + 36,000 円 = 58,550 円**

## お問い合わせ・アクセス

### 泉大津商工会議所 経営支援課

泉大津市田中町 10-7

☎ 0725-23-1111

✉ info@izumiotsu-cci.or.jp

HP はこちら LINE はこちら



守ろう!従業員!

# 労働保険

# の事務手続きを

# サポート

します!



労働者を一人でも雇っている  
事業場は加入義務があります

## 労働保険事務組合加入のメリット



### 1 事務作業を省力化できる

労働保険料の申告・納付等の複雑な事務について、きめ細かいサポートが受けられます。



### 2 3回に分割納付できる

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。



### 3 事業主も労災に加入できる

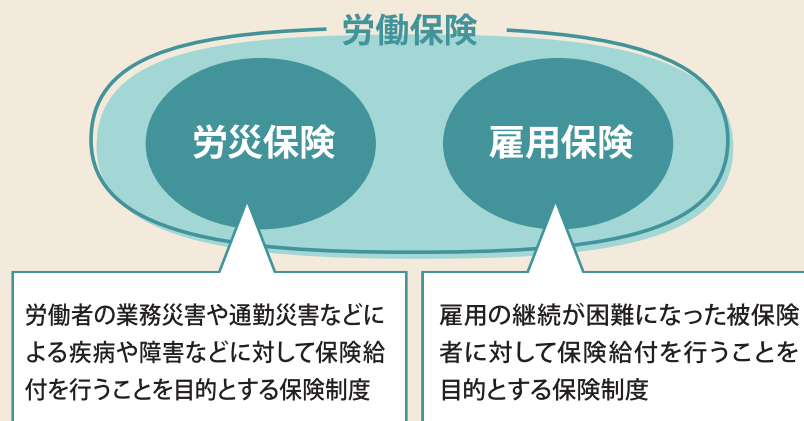
「労災特別加入制度」を利用し、一定条件を満たせば、役員も労災に特別に加入できます。



労働保険事務組合 泉大津商工会議所

## 労働保険とは？

「**労働者災害補償保険（一般にいう労災保険）**」  
と「**雇用保険**」を総称したものです



労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

## 労働保険における労働者とは？

すべての事業において、**労働の対価として賃金が支払われる者**を労働者と呼びます。事業に使用される者のことで、職業の種類には関わりません。一方、会社の代表者や取締役、自営業の個人事業主とその家族などは、労働保険の加入対象になりません。

### 【委託できる事業主の範囲】

| 常時使用する労働者数    |        |
|---------------|--------|
| 金融・保険・不動産・小売業 | 50人以下  |
| 卸売の事業・サービス業   | 100人以下 |
| その他の事業        | 300人以下 |

## 労災保険の特別加入とは

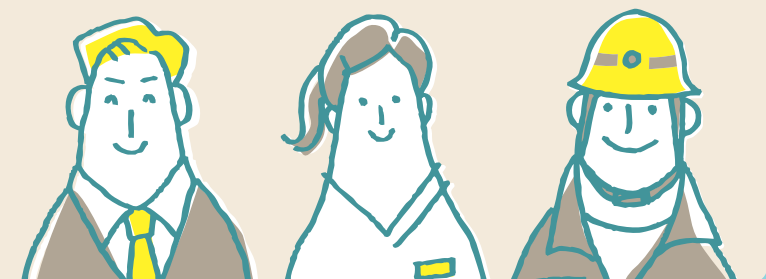
**事業主やその家族にも労災保険が適用されます**

中小企業の事業主やその家族(会社の時は社長や役員)も従業員と同じく危険な仕事をしている場合が多数ありますが、労災保険は、日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けている方を対象としています。そのため、事業主・自営業主・家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象にならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けることは出来ません。こちらの救済措置として「**労災の特別加入**」の制度ができ、これに加入すれば他人従業員と同じように**労災保険が適用**されます。但し、特別加入が認められる者は労働保険事務組合に加入している事業所に限られます。

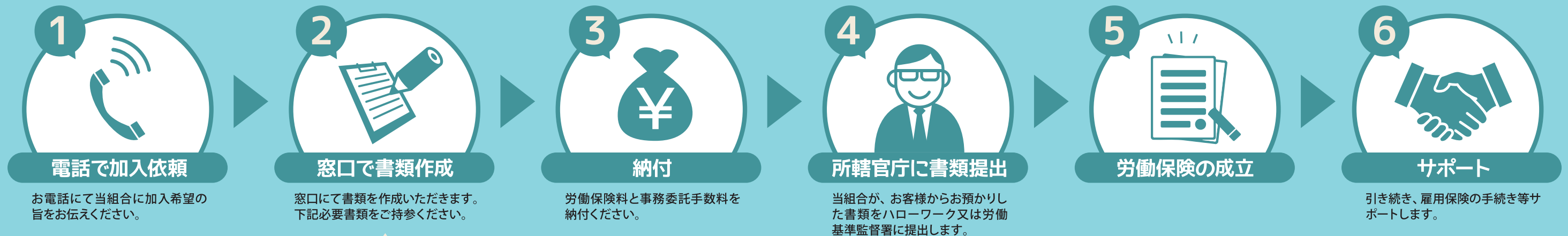
## 労働保険事務委託の範囲

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務及び社会保険の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。



## 「依頼の流れ



## 必要書類

### 【事務委託契約手続】

印鑑（代表者印・銀行印）

※必須

口座振替を希望する通帳

※必須

会社ゴム印

### 【雇用保険設置の場合】

① 法人の場合：登記事項証明書(原本)

個人事業主の場合：事業主世帯全員の住民票写し(原本)

※事業所の所在地が上記書類と違っている場合で、下記②の書類で所在地の確認ができない時は、賃貸契約書、公共料金の請求書等の所在地が明記されている書類が必要です。

② 事業実態が確認できる書類 下記から1点(※はそれぞれ一式)

営業許可書/営業登録書/開設許可証/開業証明書/代理店契約書/業務(工事)請負契約書/原料買付・出荷・売上伝票(※)/納品・請求・領収書(※)等

③ 労働者を雇用したこと及びその年月日が明らかなもの

雇用契約書/労働条件通知書/賃金台帳/労働者名簿/出勤簿(タイムカード等)/その他社会保険の資格取得関係書類等

## 雇用保険に加入が必要な従業員

